

# 犬猫引き取り・殺処分減少

## 動物愛護管理法改正2年

### 最後まで考え飼育を 県内

県動物愛護センターでは、これまで飼い主が求めてきた場合、すべての犬猫を引き取ってききましたが、2012年9月、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、安易な引き取りは拒否できるようになりました。これを受け、センターでも厳格化に努めています。約2年が経過し、その後どう変わったのか、最新の動向をお知らせします。



県動物愛護センターに収容された犬と猫（写真は「コラージュ」）

センターが引き取りを拒否する場合は、①ペットショップなどからの引き取り  
②繰り返しの引き取り  
③不妊去勢手術に関する指導に従わず、子犬・子猫の引き取りを求める場合  
④単純に犬猫の老齢・病気が理由の場合  
⑤飼い主自身が新たな譲渡先を探す努力を怠っている場合  
⑥その他、飼っていることが難しいとは認められない場合があります。

センターが引き取りを拒否した結果、11年から13年までの2年間で、引き取り頭数は犬が20%減の365頭、猫が43%減の1431頭に。これに伴って殺処分頭数も犬は430頭、猫は1605頭まで減りました（図参照）。

取り扱い頭数は減りましたが、いまだに「飼えなくなった」と犬猫を持ち込む飼い主が後を絶ちません。その理由としては、「飼い主の病気・高齢・死去」、「犬が人を咬（か）むなどの問題行動を起した」、「子猫がたたく産まれて飼いきれない」などが特に多く目立ちます。「引越す」ともありますが、「経済的負担」なりとお考えください。先々のお見通しが甘くて持ち込まれてしまった犬猫が「多いな」というのが、センターに勤務して日々実感することです。

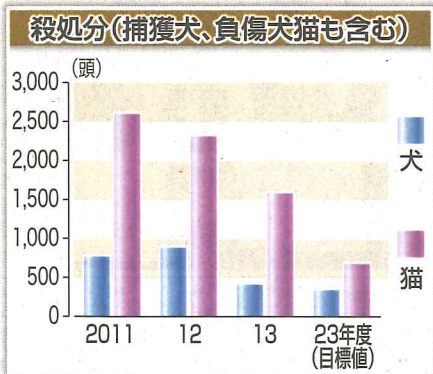
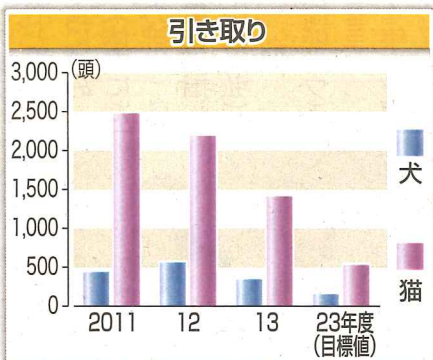
飼い主は、万が一自分や家族や親戚などとしつかり話し合い、子犬や子猫が産まれて困らないよう不妊去勢手術をしてください。問題行動については、まずはしつけの先生に相談しましょう。センターでも7月11月の間、月1回、しつぽう教室を開催しているほか、インターネットでも、生分の機会を与えるよう努力しています。しかし、健康状態に問題のある犬猫も持ち込まれること、そもそも持ち込まれる数が多すぎるなどから、殺処分せざるを得ないのが実情です。

殺処分される犬猫を少しでも減らすよう、飼い主や、これから飼い始める方は、今回お知らせした内容を胸に刻み込んでいただきたいと思います。

センターでは、持ち込まれた犬猫を譲渡するなどで、生存の機会を与えるよう努力しています。しかし、健康状態に問題のある犬猫も持ち込まれること、そもそも持ち込まれる数が多すぎるなどから、殺処分せざるを得ないのが実情です。

殺処分される犬猫を少しでも減らすよう、飼い主や、これから飼い始める方は、今回お知らせした内容を胸に刻み込んでいただきたいと思います。

県動物愛護センター 犬猫の取り扱い頭数推移



（県動物愛護センター主任 獣医師・荻野心太郎）